

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規
程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2及び第2条第4項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

所属	種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日				
学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分（校長）	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上				
						38時間45分（校長）	1 8：10～ 16：40	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
							2 8：15～ 16：45		
							3 8：20～ 16：50		

員		4 8 : 25 ~ 16 : 55		
		5 8 : 30 ~ 17 : 00		
高等学校（全 日制）に勤務 する一般事務 職である職員	38時間45分 （校長）	1 8 : 30 ~ 17 : 15	勤務時間の 途中におい て1時間	日曜日及 び土曜日
高等学校（定 時制）に勤務 する一般事務 職である職員	38時間45分 （校長）	1 13 : 00 ~ 21 : 45 2 13 : 05 ~ 21 : 50 3 13 : 10 ~ 21 : 55 4 13 : 15 ~ 22 : 00	勤務時間の 途中におい て1時間	日曜日及 び土曜日
小学校、中学 校、高等学 校及び特別支援 学校に勤務す る用務に従事 する職員	38時間45分 （校長）	1 7 : 45 ~ 16 : 30 2 8 : 00 ~ 16 : 45	勤務時間の 途中におい て1時間	日曜日及 び土曜日
小学校に勤務 する給食調理 業務に従事す る職員	38時間45分 （校長）	1 7 : 30 ~ 16 : 15 2 7 : 40 ~ 16 : 25 3 8 : 00 ~ 16 : 45	勤務時間の 途中におい て1時間	日曜日及 び土曜日

備考

- 1 この表中 1 週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、勤務時間、休憩時間又は週休日の割振りを行うものとする。
- 2 この表中勤務時間の欄における時間の表記は、24 時間制によるものである。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

学校に勤務する職員の勤務時間の区分を設けるため、及び地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表 案

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第1条の2 この規程において、「教育職員」とは、職員のうち校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手である職員をいう。 (勤務時間等)</p>	<p>第1条の2 この規程において、「教育職員」とは、職員のうち校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手である職員をいう。 (勤務時間等)</p>
<p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 休憩時間 正午から午後1時まで 週休日 日曜日及び土曜日</p>	<p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 休憩時間 正午から午後1時まで 週休日 日曜日及び土曜日</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p>
<p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4</p>	<p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4</p>

改正後	改正前
-----	-----

<p>に定めるとおりとする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p>	<p>に定めるとおりとする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p>
---	---

第3条～別表1 略

別表第2（第2条関係）

所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途	4週間を通じ8日以上

第3条～別表1 略

別表第2（第2条関係）

所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	4週間を通じ1週間につき38時間45分 (校長)	3時間45分から11時間45分までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途	4週間を通じ8日以上

改正後					改正前				
				中において1時間とする。					中において1時間とする。
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	<u>1 8:10</u> <u>~16:40</u>	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職及び学校事務職である職員	38時間45分 (校長)	<u>7時間45分</u>	勤務時間の途中において45分	日曜日及び土曜日
		<u>2 8:15</u> <u>~16:45</u>							
		<u>3 8:20</u> <u>~16:50</u>							
		<u>4 8:25</u> <u>~16:55</u>							
		<u>5 8:30</u> <u>~17:00</u>							
<u>高等学校(全日制)に勤務する一般事務職である職員</u>	38時間45分 (校長)	<u>1 8:30</u> <u>~17:15</u>	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	<u>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する一般事務職及び業務職である職員</u>	38時間45分 (校長)	<u>7時間45分</u>	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
<u>高等学校(定時制)に勤務する</u>	<u>38時間45分(校長)</u>	<u>1 13:00</u> <u>~21:45</u>	勤務時間の途中において1	日曜日及び土曜日	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>2 13:05</u>							

